

社会保険のてびき(令和8年度版)追補・正誤

令和8年8月 社会保険研究所

本書について、下記の法令の公布・告示により、令和8年8月1日から、内容に一部変更が生じておりますので追補いたします。

・高額療養費関係（追補A）

令和8年7月29日政令第240号 健康保険法施行令等の一部を改正する政令

・雇用保険関係（追補B）

令和8年7月31日厚生労働省告示第286号～第288号

また、本書の内容に一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、訂正いたします（追補A末尾および追補B関係個所に訂正内容を掲載）。

追補A

頁・箇所	変更内容	
160 頁 中ほどの図 (㊦標準報酬月額28万～50万円の場合)	変更前	80,100 円
	変更後	85,800 円
161 頁 計算例 (<u>変更前</u> → <u>変更後</u>)	・被保険者の療養 医療費：1,000,000 円 窓口負担（自己負担限度額）：<u>80,100 円</u>→<u>85,800 円</u>＋（1,000,000 円－<u>267,000 円</u>→<u>286,000 円</u>）×1%＝<u>87,430 円</u>→<u>92,940 円</u> 現物給付：<u>1,000,000 円</u>×0.3－<u>87,430 円</u>→<u>92,940 円</u> ＝<u>212,570 円</u>→<u>207,060 円</u> ・被扶養者の療養 医療費：800,000 円 窓口負担（自己負担限度額）：<u>80,100 円</u>→<u>85,800 円</u>＋（800,000 円－<u>267,000 円</u>→<u>286,000 円</u>）×1%＝<u>85,430 円</u>→<u>90,940 円</u> 現物給付：<u>800,000 円</u>×0.3－<u>85,430 円</u>→<u>90,940 円</u> ＝<u>154,570 円</u>→<u>149,060 円</u> ・窓口負担計 <u>87,430 円</u>＋<u>85,430 円</u>＝<u>172,860 円</u> →<u>92,940 円</u>＋<u>90,940 円</u>＝<u>183,880 円</u> ・世帯合算の自己負担限度額 <u>80,100 円</u>＋（1,800,000 円－<u>267,000 円</u>）×1%＝<u>95,430 円</u> →<u>85,800 円</u>＋（1,800,000 円－<u>286,000 円</u>）×1%＝<u>100,940 円</u> ・払いもどし <u>172,860 円</u>－<u>95,430 円</u>＝<u>77,430 円</u> →<u>183,880 円</u>－<u>100,940 円</u>＝<u>82,940 円</u>	
162 頁 1 行目	<u>172,860 円</u> － <u>95,430 円</u> ＝ <u>77,430 円</u> → <u>183,880 円</u> － <u>100,940 円</u> ＝ <u>82,940 円</u>	
162 頁 図	現物給付 <u>367,140 円</u>→<u>356,120 円</u> 窓口負担計 <u>172,860 円</u>→<u>183,880 円</u> 払いもどし <u>77,430 円</u>→ <u>82,940 円</u> 自己負担額 <u>95,430 円</u>→<u>100,940 円</u>	
168 頁 下から 7・6 行目	①70 歳未満 <u>80,100 円</u>→<u>85,800 円</u> ＋（医療費－<u>267,000 円</u>→<u>286,000 円</u>）×1% ②高齢受給者 入院 <u>57,600 円</u>→<u>61,500 円</u>・外来 <u>18,000 円</u>→<u>22,000 円</u>	

269 頁※ 70 歳未満の表 ⑫の行 70 歳以上 75 歳未満の表 ③の行 ⑥の行	※本頁に係る内容変更は、当初の審議会資料からの変更によるもの 国民健康保険 旧ただし書所得 86 万円未満→86 万円以下 国民健康保険 課税所得 737 万円以上→690 万円以上 国民健康保険 課税所得 389 万円以上→380 万円以上					
【正誤】 163 頁 3 行目	【訂正前】 ただし、多数該当については据え置かれます。			【訂正後】 ただし、多数該当については据え置かれます（⑫のみ、限度額を引下げ）。		
164 頁 表⑤及び⑥の行	⑤低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円 15,000 円	⑤低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	⑥低所得Ⅰ	8,000 円		⑥低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

追補B

357頁 下から9行目

支給限度額397,369円（令和8年8月から。令和8年7月まで386,922円）を超えるとき

516頁 9行目およびその下の表

賃金日額に応じた率は、次のとおり（令和8年7月31日までの額→令和8年8月1日からの額）。

賃金日額▶	3,014 円→ <u>3,203 円</u> 以上	5,340 円→ <u>5,480 円</u> 以上	11,800 円→ <u>12,120 円</u> 超	13,140 円→ <u>13,490 円</u> 超
▼給付率 (変更なし)	<u>5,340 円→5,480 円</u> 未満	<u>11,800 円→12,120 円</u> 以下	<u>13,140 円→13,490 円</u> 以下	

賃金日額の年齢別上限、年齢別・賃金日額別の給付率の設定による基本手当日額の上限は次のようになる（令和8年7月31日までの額→令和8年8月1日からの額）。

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29 歳	<u>14,510 円→14,900 円</u>	<u>7,255 円→7,450 円</u>
30 歳～44 歳	<u>16,110 円→16,540 円</u>	<u>8,055 円→8,270 円</u>
45 歳～59 歳	<u>17,740 円→18,220 円</u>	<u>8,870 円→9,110 円</u>
60 歳～64 歳	<u>16,940 円→17,400 円</u>	<u>7,623 円→7,830 円</u>

* 賃金日額の下限は3,014円→3,203円（基本手当日額の下限額は2,411円→2,562円）

* 失業期間中に内職収入を得た場合、収入（1日相当額）から1,391円→1,429円を控除した額と基本手当日額の合計が賃金日額の80%をこえるとき、こえる額だけ基本手当日額は減額となる。

517頁 ■就職促進給付 再就職手当の「給付の内容」欄の下2行

上限は6,570円→6,745円（60歳以上65歳未満は5,310円※→5,454円）

※【正誤】書籍に「6,310円」とあるのは「5,310円」の誤りでした。

518頁 ■雇用継続給付 高年齢雇用継続給付

「うけられる条件」欄5行目

月397,369円（令和8年8月1日～。令和8年7月31日まで月386,922円）

「うけられる条件」欄 ただし書き2行目

給付額が2,562円以下（令和8年8月から。令和8年7月まで2,411円以下）

「給付の内容」欄13行目

月397,369円（令和8年8月1日～。令和8年7月31日まで月386,922円）